

日本共産党 御中

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



港湾労働並びに港湾運送料金に係る諸課題に関する申し入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは安全で安定的な港湾運送と事業の持続的発展を期すためには、港湾労働者の雇用安定こそ不可欠と認識し、諸活動を進めています。

政府は、引き続き国際戦略港湾構想をはじめとする、港湾ユーザー(船社・荷主)に軸足を置いた港湾政策を進め、一方で、経済のグローバル化の急速な発展のなかで、ユーザーからは港湾運送事業への厳しいコスト圧力が常態化しています。その結果、安全な港湾作業、港湾労働者の雇用安定を阻害するに至っているのが現実です。

については、港湾運送・港湾労働における次の諸課題について、ご理解とご協力を頂たく申し入れる次第です。なお、関係する行政に対して、別添の申し入れと協議を行っておりますので、これらについても是非とも、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

記

1. 適正料金の収受、認可料金体制(政府関与による料金体制)の確立について

1999年に港湾運送事業法が規制緩和されて以降、料金競争は熾烈を極め、中小零細が多数の港湾運送事業は、ユーザー(船社・荷主)のコスト圧力により事業基盤さえ危ぶまれる事態に直面しています。

こうしたことから、適正料金が収受できる取り組みを進めると同時に、認可料金体制(政府関与による料金体制)の確立を目指して取り組んでいます。この取り組みに、ご協力いただきたい。

2. 三島川之江港(四国中央市)の指定港化について

国土交通省は、三島川之江港が港湾運送事業法の指定を受ける要件を満たしていると認め、地元の事業者やユーザーに指定港化への理解を求めています。しかし、国土交通省が、指定

港化の要件を満たしていることを認めて(2011年3月の国会答弁)以降、事態は動いていません。国土交通省が、早急に決断するようご協力いただきたい。

3. 労働法制の改悪に反対し、安心して働き続けられる雇用環境を作ることについて

港湾労働は、その特殊性などの理由から、一般派遣が認められていない職種です。そのために、港湾労使は、雇用秩序の維持・確立に不断に努力しているところです。しかし、一連の労働法制の改悪が波及すれば、私たちの働く環境が一変することになります。雇用の安定は、日本経済の持続的発展の基本要件でもあり、その観点から、労働法制の改悪に反対して、善処いただきたい。

4. 海上コンテナ安全運送法(仮称)は、国会で審議される直前までに至った経緯がありますが、実現に至っていません。法案の提出・審議・可決へのご協力をいただきたい。

以上